

『はじめての相続セミナー』

あなたと家族を守る
相続対策・認知症対策

目指すのは「笑顔相続」



相続遺言アドバイザー®
家族信託専門士®

櫻井 賢

行政書士櫻井賢事務所 魚沼市家中家932番地

今回お話する事

- 大きく2つのテーマについてお話します。

① 相続問題

② 認知症等の対策

について、です。

相続対策って？！

「相続対策」と聞くと

- ・資産家の相続税の節税対策のこと
 - ・税理士さんの専門分野だよね
 - ・ウチは資産も少ないし・・・関係ないな
- といった反応をする方も多いようです。

もちろん、それも相続対策の一部ではありますが、

「相続」は誰にでもやってきます。

事例1-① ちょっと想像してみましよう

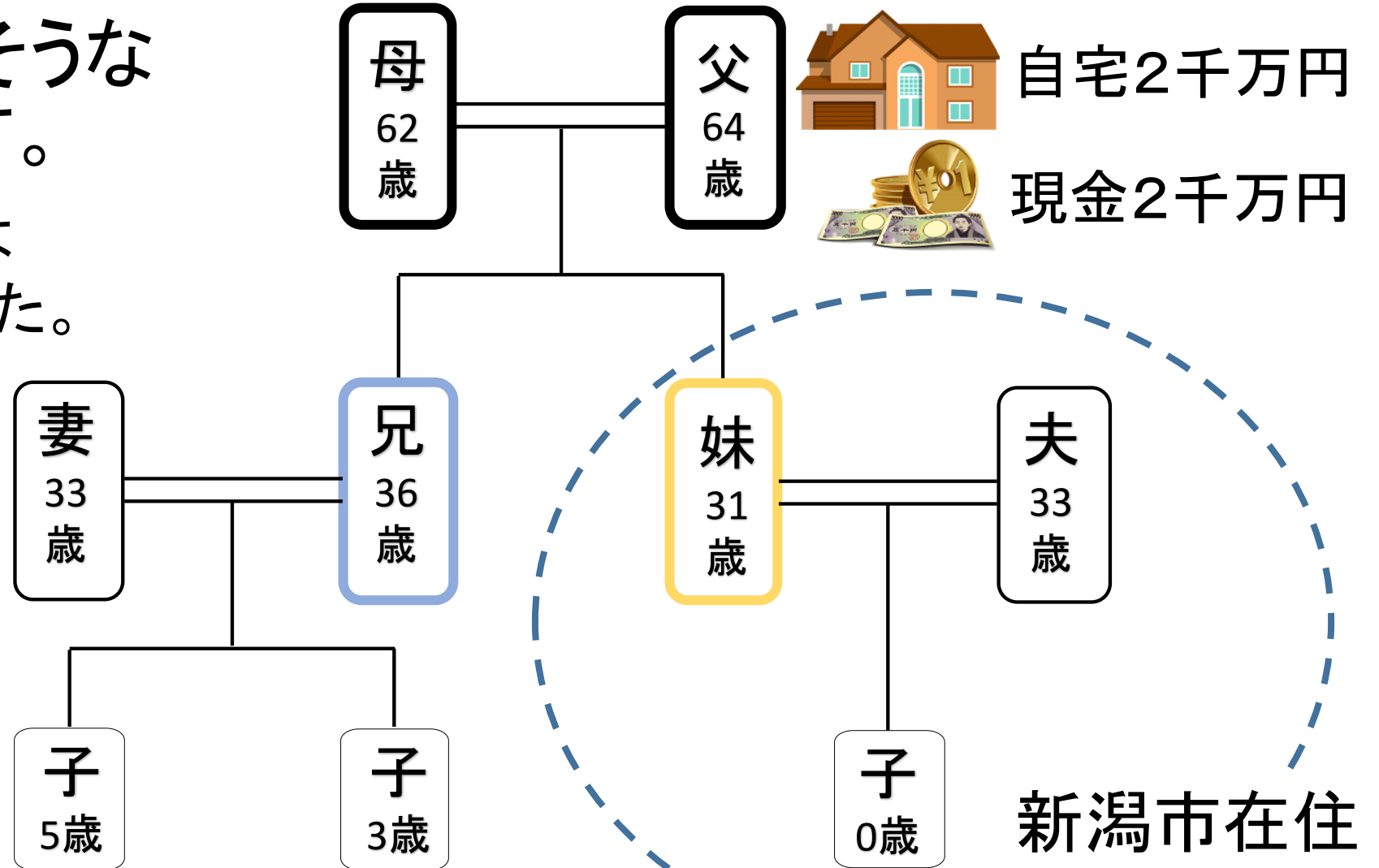
どこにでもありそうな
幸せな家庭です。

・お父さん、お母さんは
順調に子育てをしました。

・子供たちも結婚して
ひと安心です。

・孫も生まれました。

・お父さんは退職し
ていて自宅と現金を
お持ちです。



事例1-② 家族それぞれの気持ち

父・母

「うちの兄妹は仲が良いし
大した財産も無いから
相続問題など関係ないな。」

(妹は遠くに嫁いだし
家の面倒は兄が見るんだから
相続では兄に主に相続させて
妹には現金を少しわたすくら
いで良いだろう。)

兄・妹

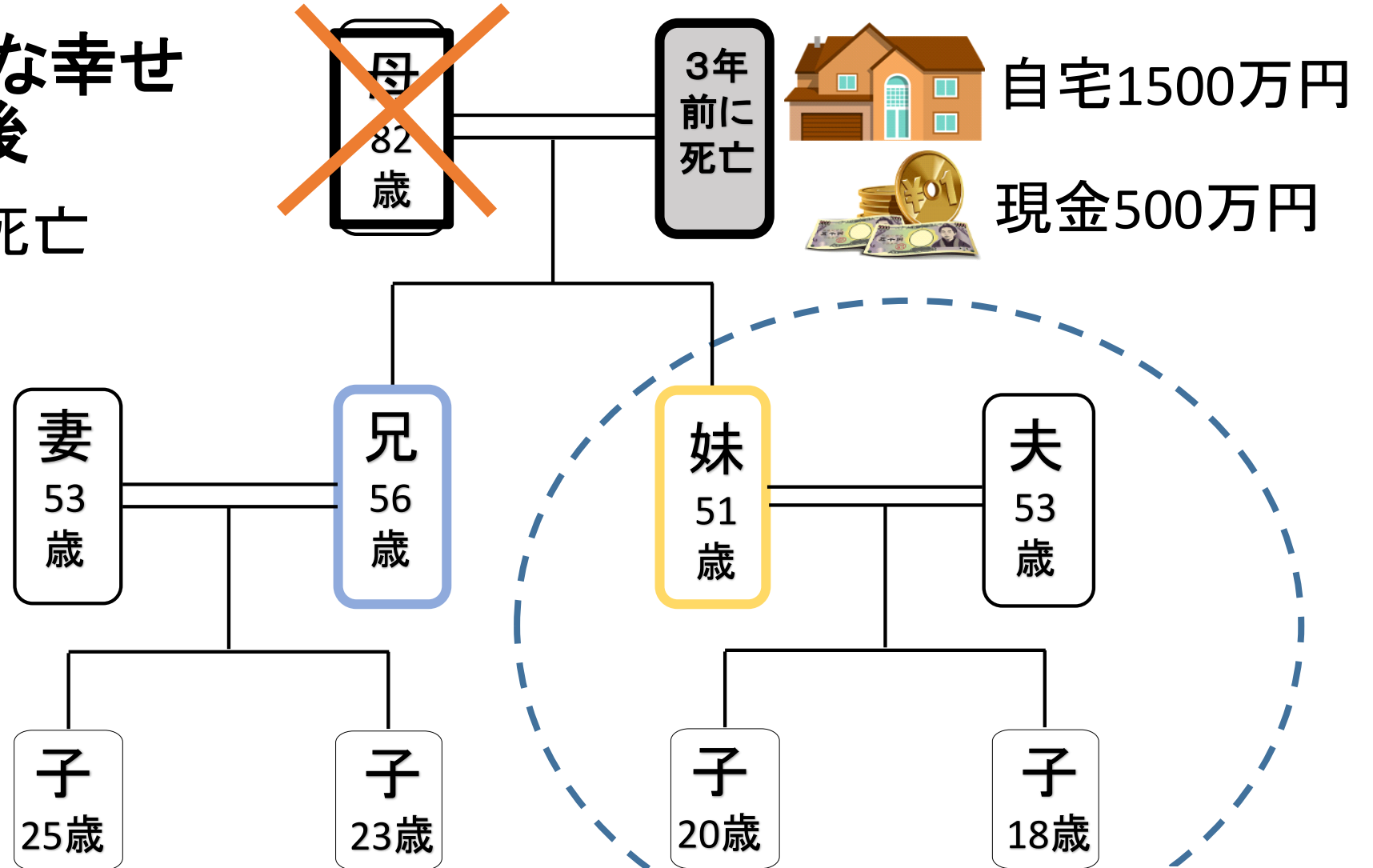
「自分たちは揉めたくないし」
「親の意向を大事にしなくちゃ」
「親の面倒を兄が見るんだよね」

(いずれ相続のときには
ちゃんと話し合えば、
きっと問題なんて起きないよね)

事例1-③ さて、この家族の20年後

どこにでもありそうな幸せな家庭の・・・20年後

- ・お父さんは3年前に死亡
- ・お父さんの相続の時は主にお母さんが相続しています。
- ・今度はお母さんが亡くなりました。
- ・親御さんが不在となって
実家の相続です。



事例1-④ 兄・妹それぞれの事情は・・・

兄

「お袋の介護や葬儀までに結構
お金がかかったなあ。

これじゃ妹には100万円か200
万円くらいしかやれないなあ。」

「でも、親父が元気な時から
そんな話になってたんだから、
妹もきっとわかってくれるサ」



自宅1500万円



現金500万円

妹

「言えなかったんだけど実はうちの人
会社リストラされちゃって・・・

まだ子供たちの学費もかかるし・・・」

こんな事言いたくなかったけど

私にも2分の1の権利があるって
聞かし、出来れば1000万円！

現金でもらえるように

主張してみよう！

事例1-⑤ このときの、皆さんの気持ちは？

兄の妻（内心）

「誰がお父さんお母さんの面倒をみたと思ってるの！？」
「大変な時に手伝いにも来ないで…。 お金だってかかったのに…」
「いまさら遺産をお金にして半分よこせなんて、ずうずうしい」
「お父さんから、兄夫婦に全部遺すからね、と言われてたのに」

妹（内心）

兄たちは親のお金も、自分たちの事に使っていたんじゃないか（…使ってたはず…）
法律的にもらえるものは貰わなくちゃ

妹の夫（内心）

ウチの生活も厳しいし…
少しでも多く貰ってきて欲しいな

事例1-⑥ この相続問題はどうなるでしょう？



話し合いで

例えば

・兄がいくらか多めに現金を用意

とか、または

・妹が現金すべてを、兄は実家の不動産を、それぞれ相続する？

・実家の不動産を売却する？

法律では

- ・法定相続人が二人の子供である場合、二人にそれぞれ2分の1ずつの権利があります。
- ・兄の寄与分がどの程度認められるかにもよりますが、妹の“主張”に近いかたちで決着することが考えられます。

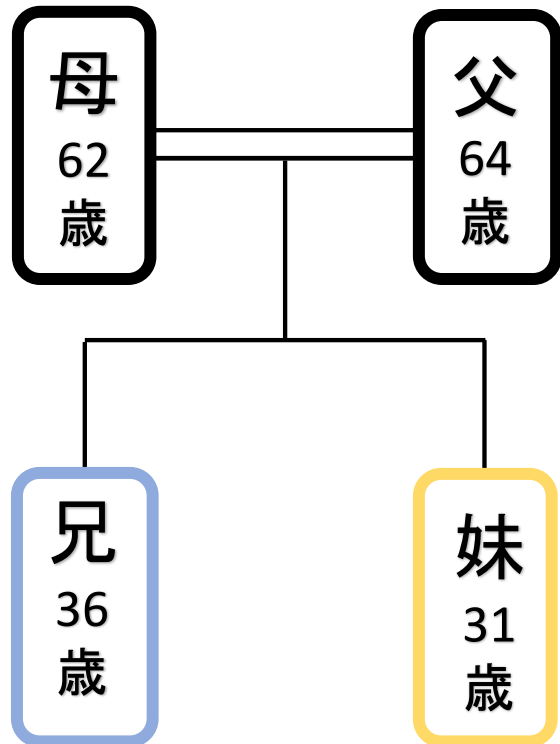
話し合いがうまくゆかなければ

弁護士・裁判所のお世話になることに！

仲良しの家族・親戚ではいられなくなるかもしれませんね。

事例1-⑦ どうしたら良かったのでしょうか？

親の想いを実現し
兄妹仲よくの為に



対策案①

遺言書

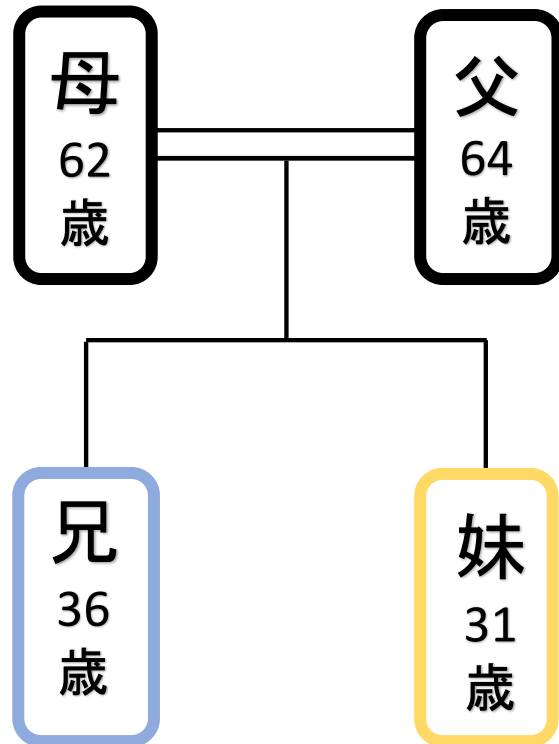
父の遺産、母の遺産についての遺言書をつくる。
例えば「すべて長男に相続させる」という遺言
※この場合は、妹の遺留分対策に注意が必要

対策案②

生命保険

親が元気なうちに長男を受取人とする生命保険
に加入しておく(死亡時に500万円-1000万円)
「代償分割の代償金」・「遺留分対策資金」にする

こんなにシンプルに見えても・・・



このように、ご本人たちは「問題ない」と思っているような、複雑さの無い家庭でも、**相続問題は起きる**かも知れません。

事情によっては更に複雑になってゆきます。

- ・兄弟の人数が多かったら、関係者ももっと増えます。
- ・親のどちらかが再婚で、他にも兄弟がいたら・・・？
- ・親が会社のオーナーだったら・・・？
- ・親がアパート等収益不動産の所有者だったら・・・？
- ・親の資産よりも借金のほうが多かったら・・・？

どこのお宅にも発生する「相続問題」

相続「税」問題と、「相続問題」

「税」の問題は、「相続問題の一部」です。

「相続問題」は、どなたにでも起こり得る問題なのです。

相続「税」は関係ない、という人にでも**必ず**
「相続」の当事者になるときが来ます。

相続では、残す人・残される人の双方が当事者です。

問題が起きないと良いのですが！

①「相続問題」のお話、いかがでしたか？

1. 「相続問題」=> 皆さんのお宅ではいかがでしょう？

❓ 考えたことはありましたか？

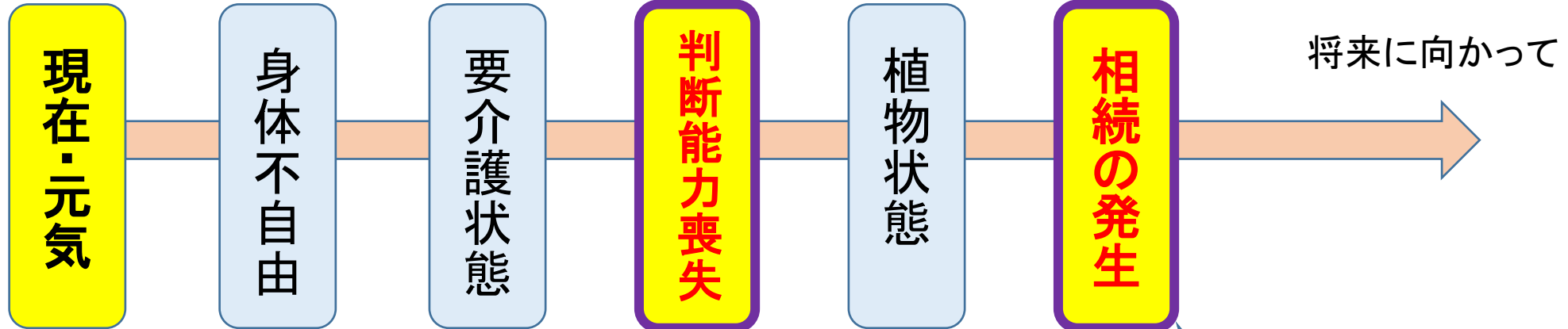
❓ 問題は起きないと思いますか？

❓ 対策をしたいと思いますか？

対策についてはご相談ください！

誰にでも“訪れ得る”ライフステージ

(準備期間) => (身体不自由) => (判断能力不十分)



元気なままで、長生きされて
寿命でパタッと人生を終えられる
そういう方もいらっしゃいますが…

体が不自由になったり
判断能力が衰えたり
そして、その期間が
長期にわたるかも知れません。

これから、
このあたり
についてお
話します。

遺言書

相続手続

生命保険等

これまで、この「相続」につ
いてお話ししました。

・・・「認知症等の対策」のお話です・・・。

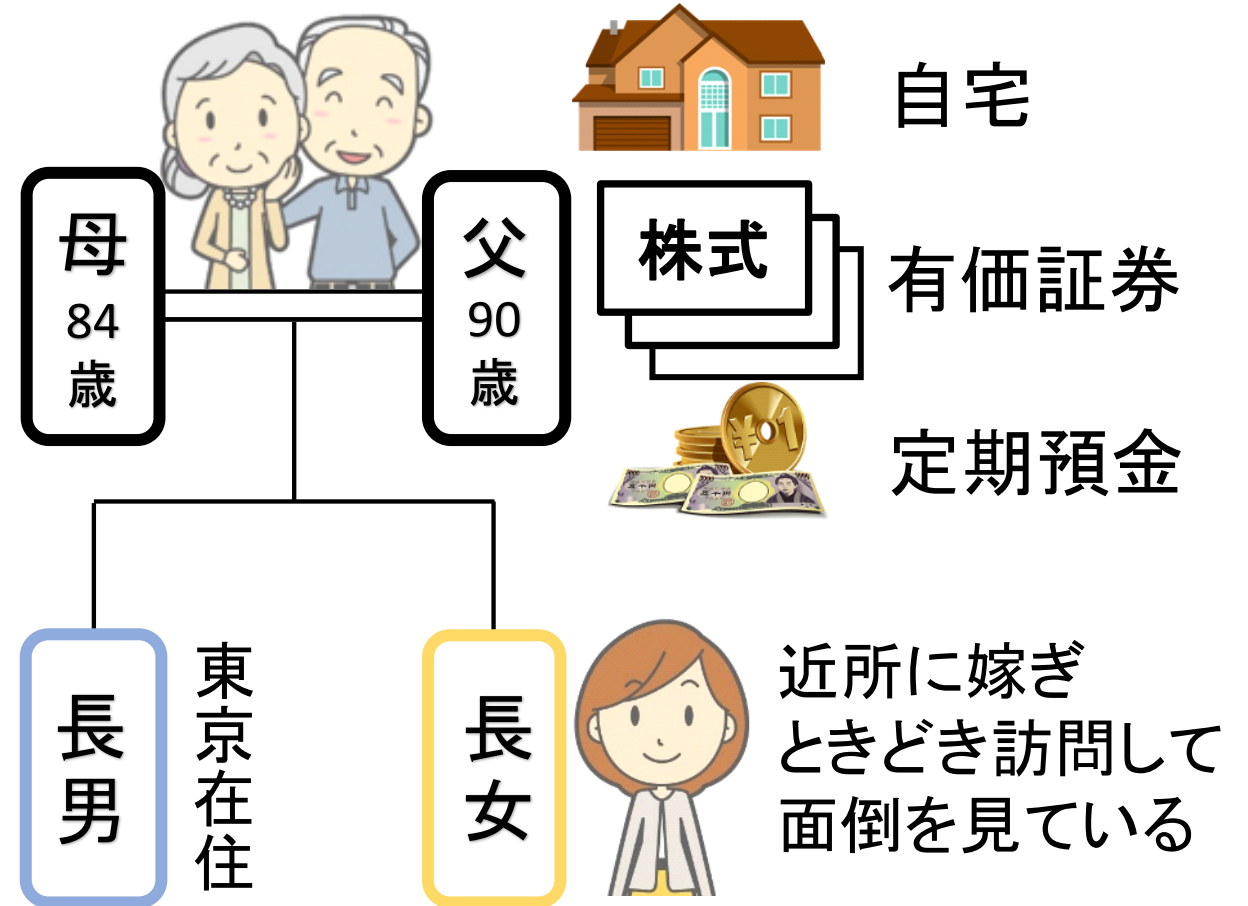
「認知症対策」といっても、
認知症の予防医療などのお話ではありません。
脳卒中や認知症等で**判断能力が衰えても**
自分や家族、資産を守る為の
対策について、です。

平均寿命と健康寿命の差が**約10年**あるそうです。
皆が必ず認知症等になるという訳ではありませんが
85歳以上の**2人に1人は認知症**になっているという
データもあるようです。備えは必要だろうと思います。

事例2-① 実際にあった高齢夫婦の事例

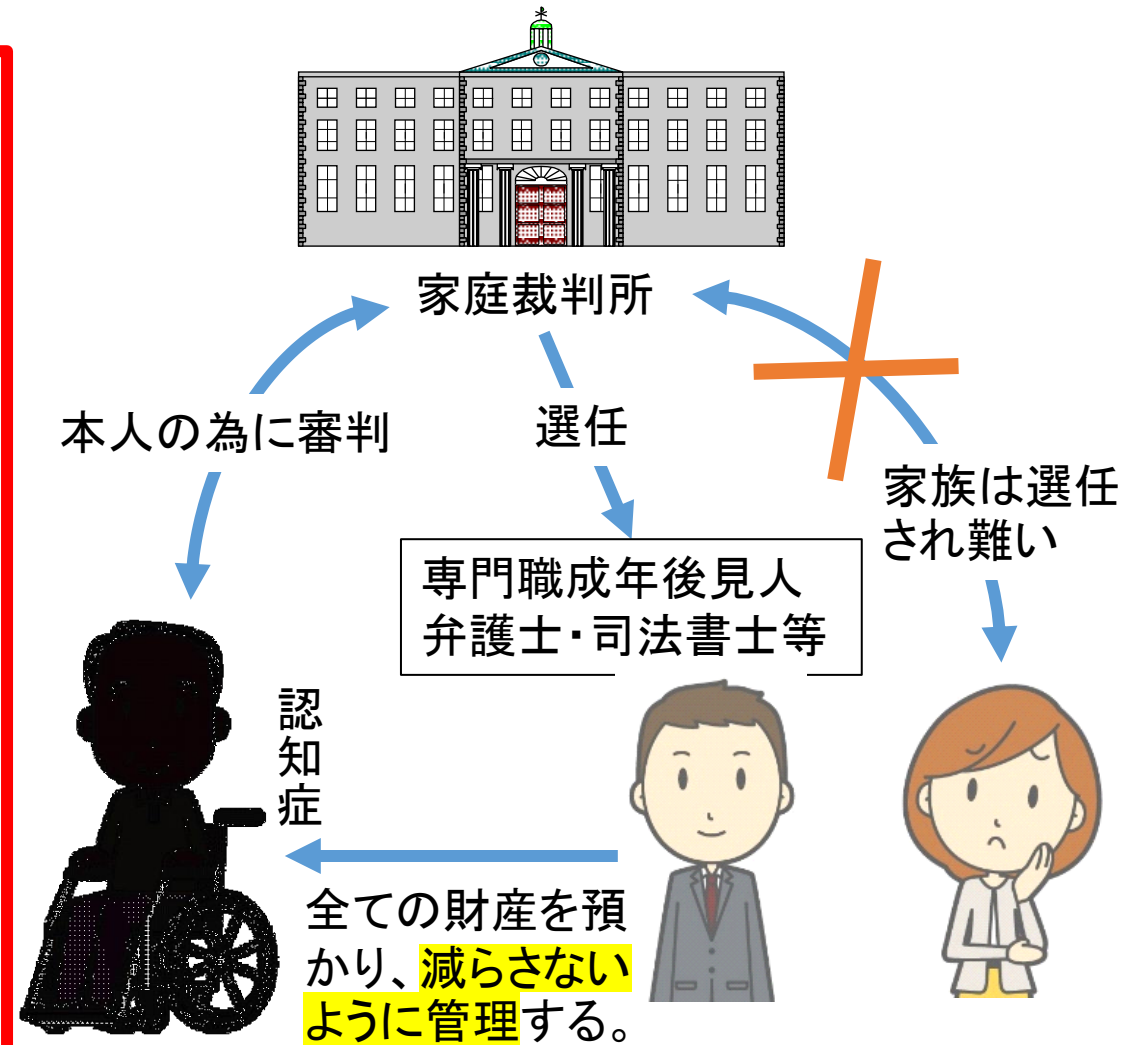
(実際の事例から少し変更しています。)

- ・自宅で夫婦二人暮らしです。
- ・父が最近、**認知症気味**で、ケアマネさんと介護付き老人ホームを検討しています。
- ・母は父の資産を現金化して、そのお金で、一緒に有料老人ホームに入って暮らしたいと思っています。
- ・ところが、相談した不動産業者、証券会社、金融機関のすべてから、「**認知症があるなら成年後見人を付けないと資産の処分はできない**」と言われました。



事例2-② 実際に成年後見申立てをしたら・・・

- ・長女に後見してもらおうつもりでしたが、家庭裁判所は、まったく見知らぬ弁護士を選任しました。
 - ・選任された弁護士が、自宅に乗り込んできて、父名義のすべての財産、預金通帳や印鑑、有価証券などをもって行ってしまいました。
 - ・父の資産を処分したお金で、夫婦二人で良い有料老人ホームに入る計画をしていましたが、弁護士が施設と相談して、父だけを安価な公設の特別養護老人ホームに入所させてしまいました。
 - ・母は父のお金で生活していましたが、後見人が月々僅かの生活費しか認めない為、母は困窮しています。
 - ・成年後見は取り下げたい、といくら言ってもダメ。
 - ・後見人費用として、年間60万円程が家庭裁判所の指示で、その弁護士に支払われます。
- そして、この状態が一生続くというのです。



多くの場合は弁護士・司法書士等の専門職の人が選任されています。

法定後見の不便なところ

家族が後見人になれない

約7割は弁護士や司法書士などの専門職が選任される

専門職後見人には毎年継続的に報酬が発生(24~72万円)

家族のために
お金が使い難い

本人のすべての財産を
減らさないように管理する

手元資金を残し裁判所命令で後見支援信託への預入れ

※法定後見制度は大事な制度です。必要な方も多く意義のある制度です。
私も成年後見人をしており、被後見人の財産管理等をしています。

事例2-③ どうしたら良かったのでしょうか？



対策案①

任意後見 (法定後見よりも自由度がある)

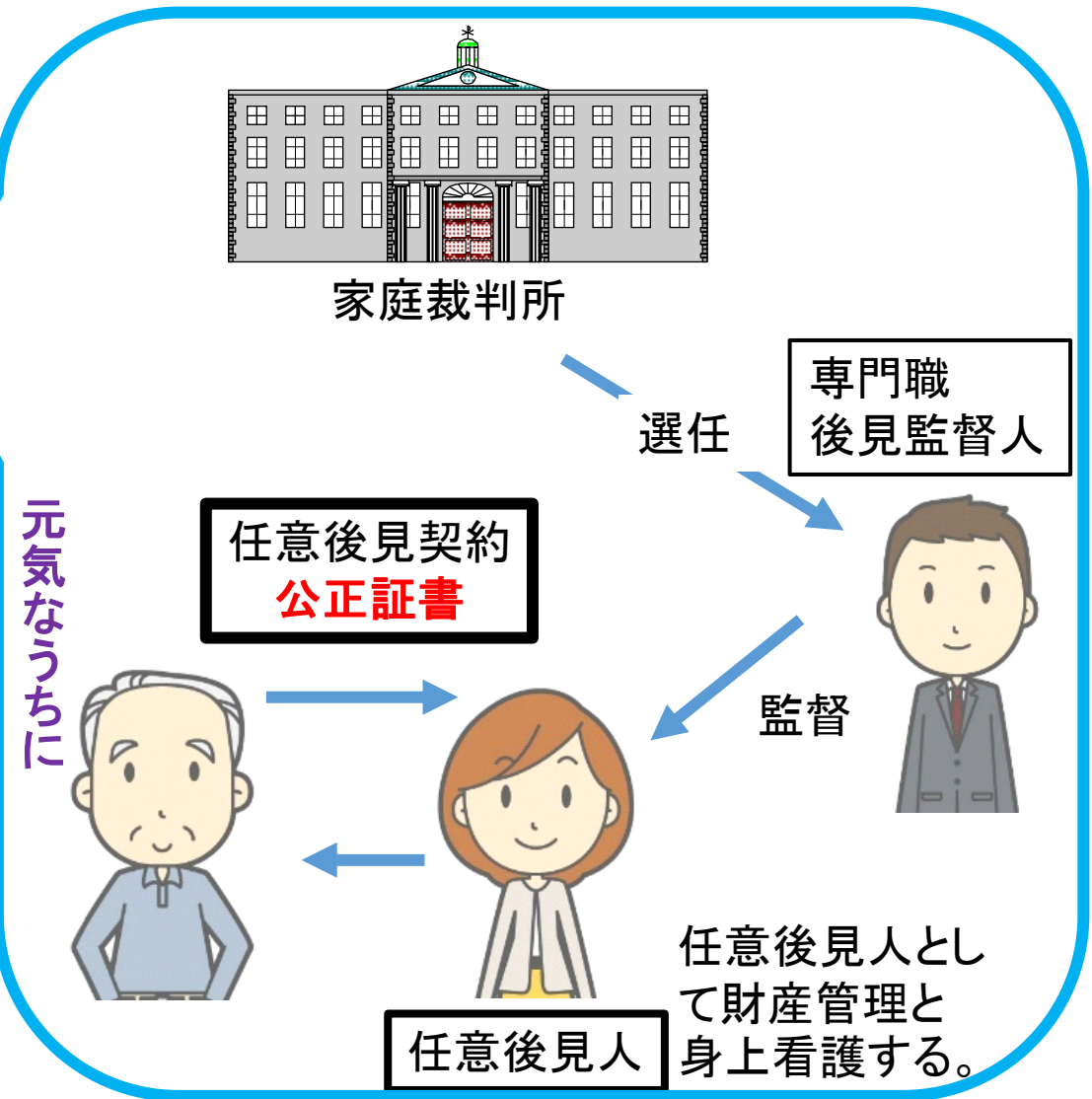
元気なうちに「長女を後見人にする」と決めて、財産の処分についても決めておく。

※公正証書での契約が「登記」される

対策案②

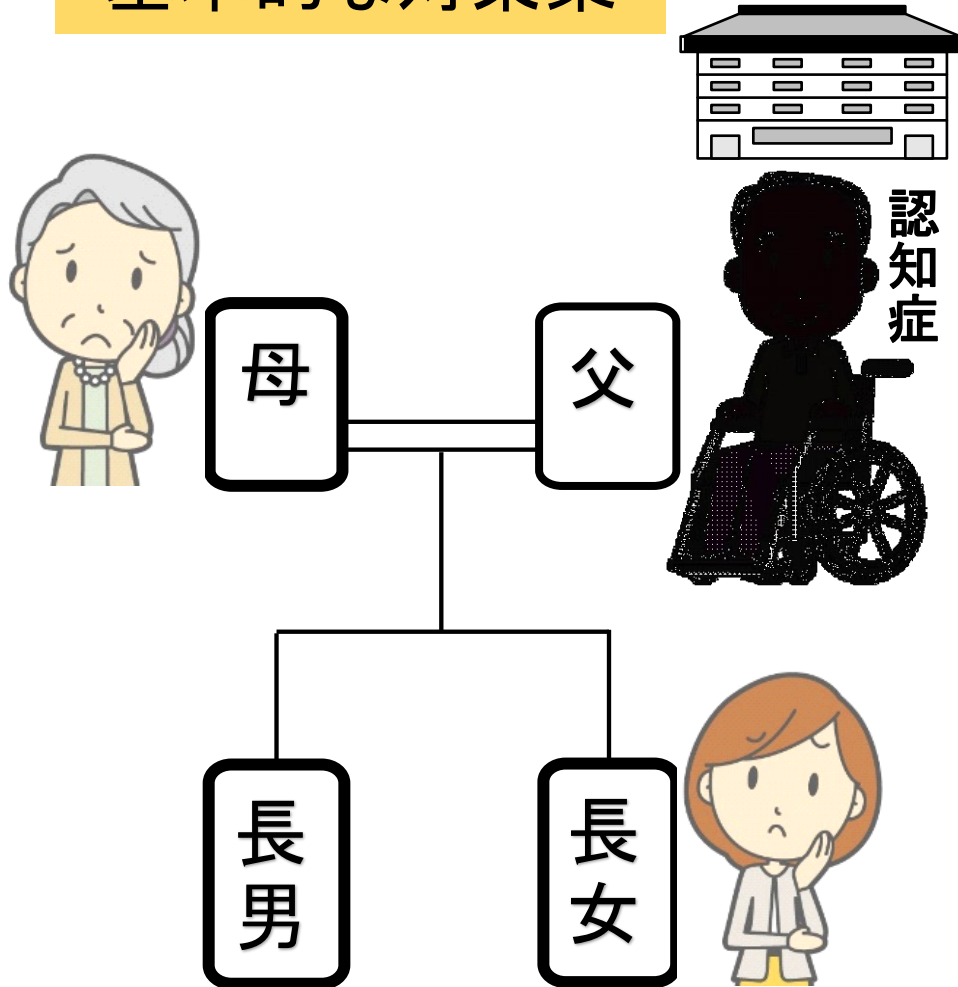
家族信託 (より自由度がある事前対策)

元気なうちに財産を切り分けて、選んだ人に管理権を渡しておく。自由に管理処分方針を決められる。更に何代も先までも財産権を引継ぐ人を決めておける。



事例2-④ 対策案①「任意後見」

基本的な対策案



任意後見・・・(元気なうちに長女と契約)

メリット(法定後見に比べると、自由度がある)

- ・自分で後見人を選べる
- ・**契約に記載があれば資産売却や贈与なども可能**
- ・施設入所契約などは任意後見人ができる
- ・後見制度支援信託の対象にならない など

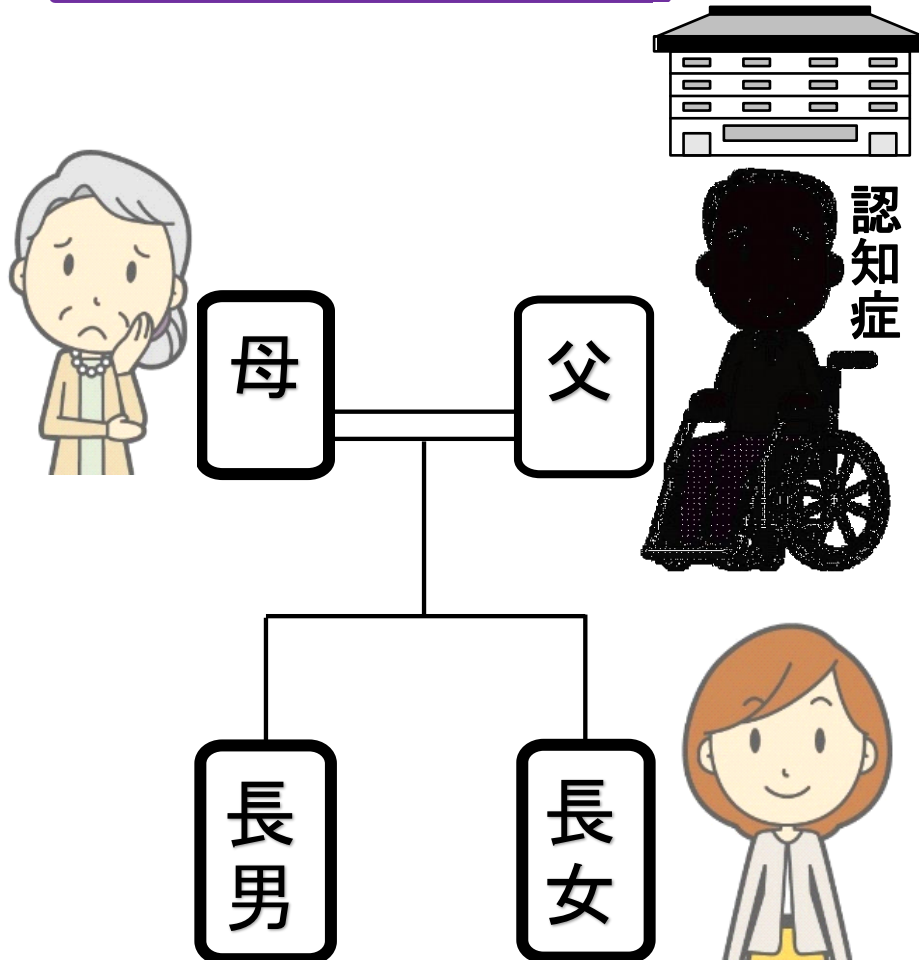
デメリット(基本的には、法定後見と同じ制限がある)

- ・専門職の後見監督人を家庭裁判所が選任
- ・監督人費用が発生する(年間18万円~36万円?)
- ・事前に計画していない投資的行為はできない
- ・自宅の売却には家裁の許可が必要 など

成年後見よりは自由度があるが、制限も多い

事例2-⑤ 対策案②「家族信託」

望ましい対策案



家族信託・・・(元気なうちに信託を組成)

メリット

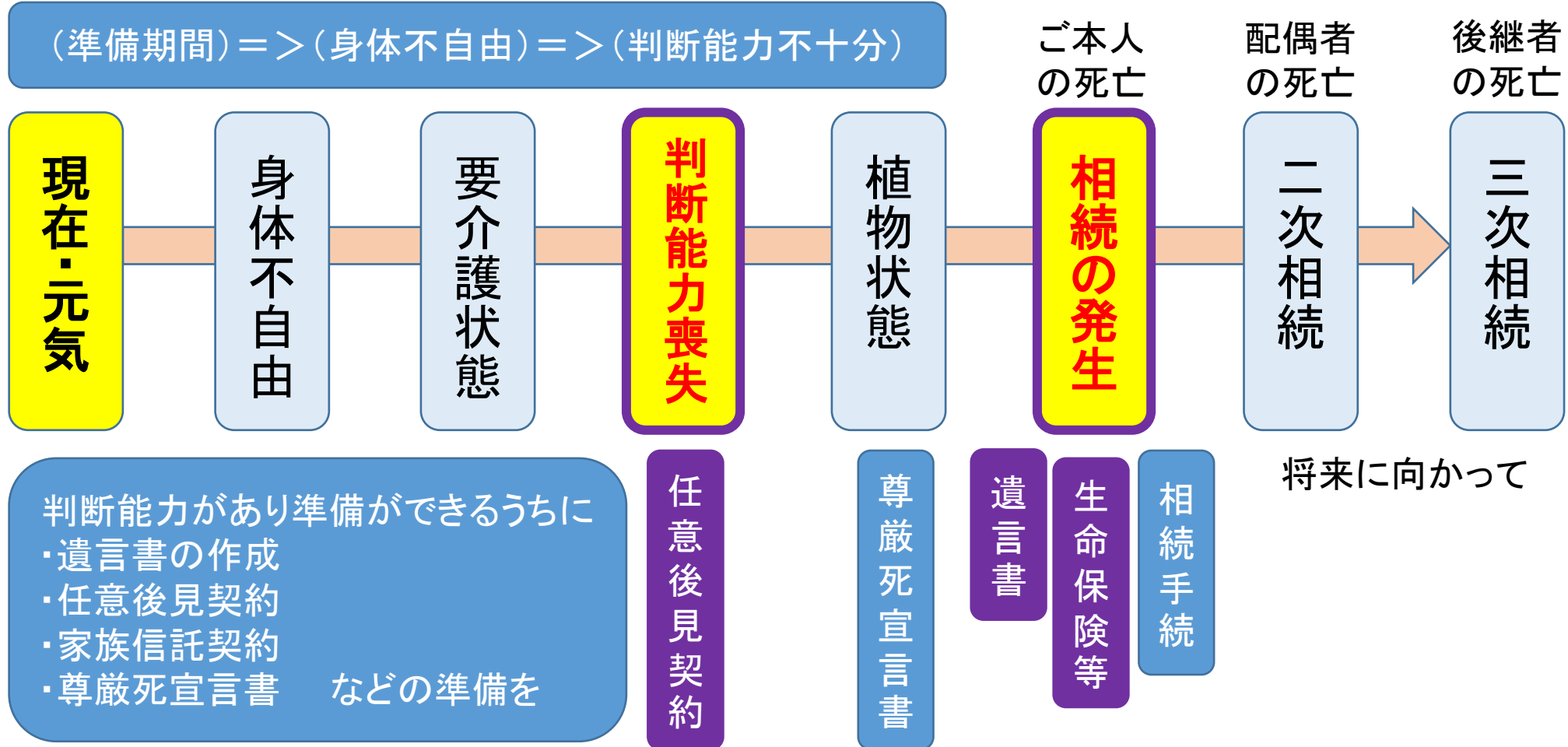
- ・財産の管理者がいるので後見管理なし
- ・家族のためにお金を使う事もできる
- ・柔軟な財産管理(相続税対策や資産活用)
- ・財産権を渡す相手を指定可能(遺言機能)
- ・しかも何代も渡り承継者を指定できる など

デメリット

- ・身体看護はできない。必要に応じて任意後見等
- ・信託財産とそれ以外の損益通算できない
- ・信託組成は専門家でないとなし難い(オーダーメイド)

「家族信託」は民事信託の類型で(一社)家族信託普及協会の登録商標です。

誰にでも訪れ得るライフステージ



「家族信託」で対応できることが多くあります

②「認知症対策」のお話、いかがでしたか？

2. 「認知症対策」=> 皆さんのお宅ではいかがでしょう？

❓ 聞いた事がありましたか？

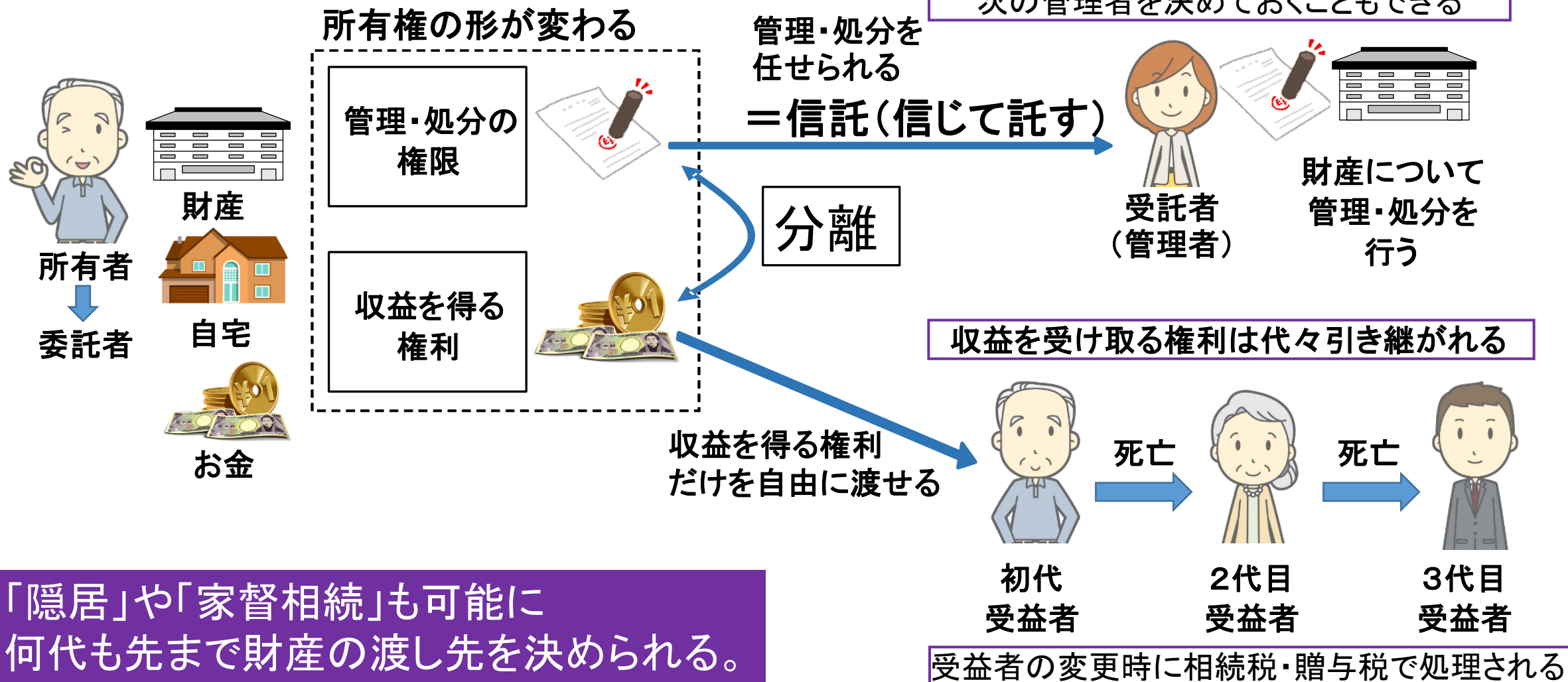
❓ 問題は起きないと思いますか？

❓ 心配だ、と思いますか？

心配だなと思ったらまずご相談を！

新しい事前対策＝「家族信託」とは

「家族信託」を使うと・・・



「隠居」や「家督相続」も可能に
何代も先まで財産の渡し先を決められる。

受益者の変更時に相続税・贈与税で処理される

家族信託事例① 子供がいない夫婦の悩み

私には親から受継いだ財産があります。私たち夫婦はその賃料収入で暮らしています。

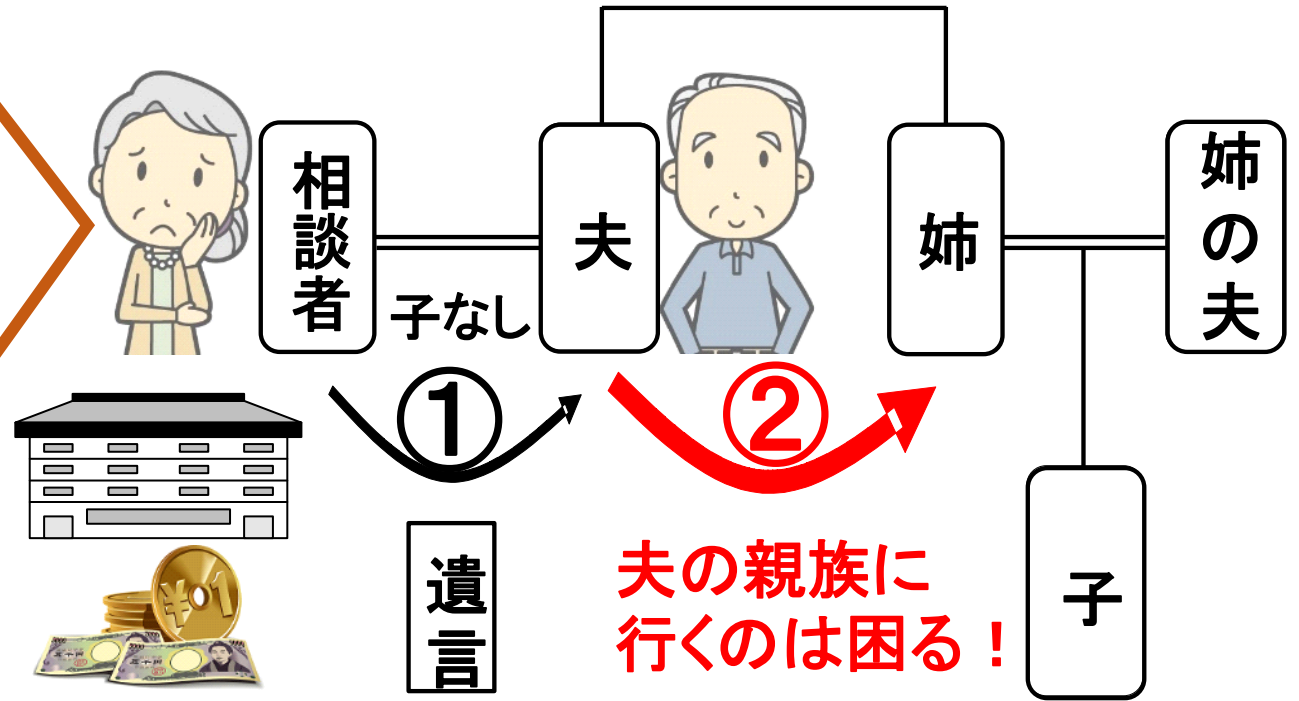
私たち夫婦には子供はいません。

私が亡くなったら、その財産は夫に相続してもらいたくて、そのように遺言を作りました。

・・・しかし・・・その後、夫が亡くなったら、夫の姉に財産が渡ってしまいます。

・先祖から引継いだ財産ですし、夫の親族に渡ることは防ぎたいです。

・私には姪がいますので、夫の亡きあとは姪に引き継いで欲しいのです。何か良い方法は無いでしょうか？



夫の親族とは
不仲だった

遺言の不便なところ

自分の次の代しか決められない

チヨットしたことでも無効になる

自分が亡くなった後でないと渡せない

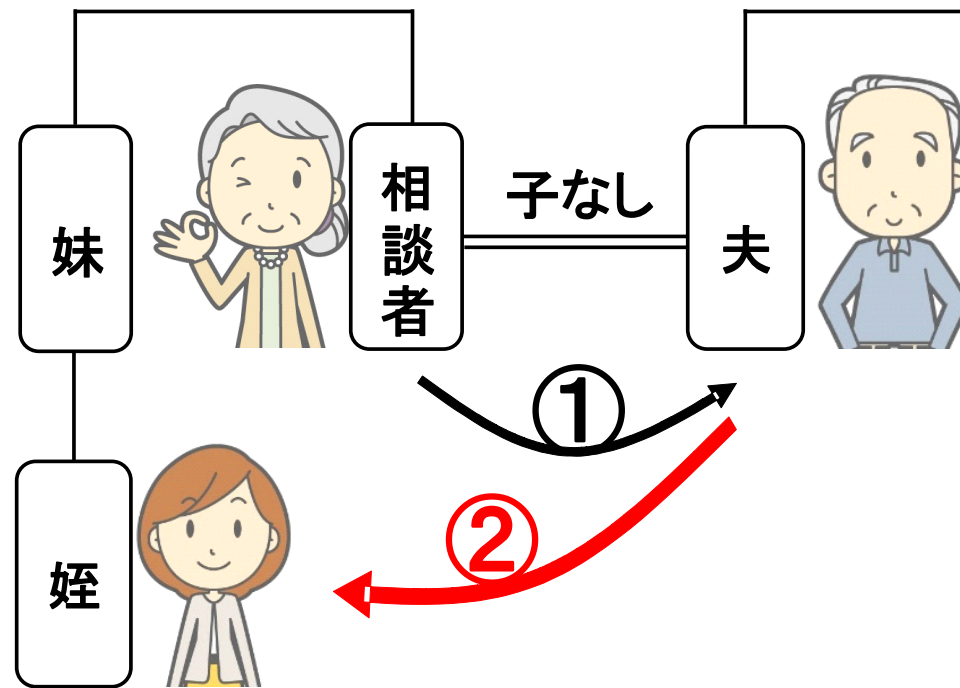
家族信託なら解決できる

遺言では、自分の次の代しか決められません。

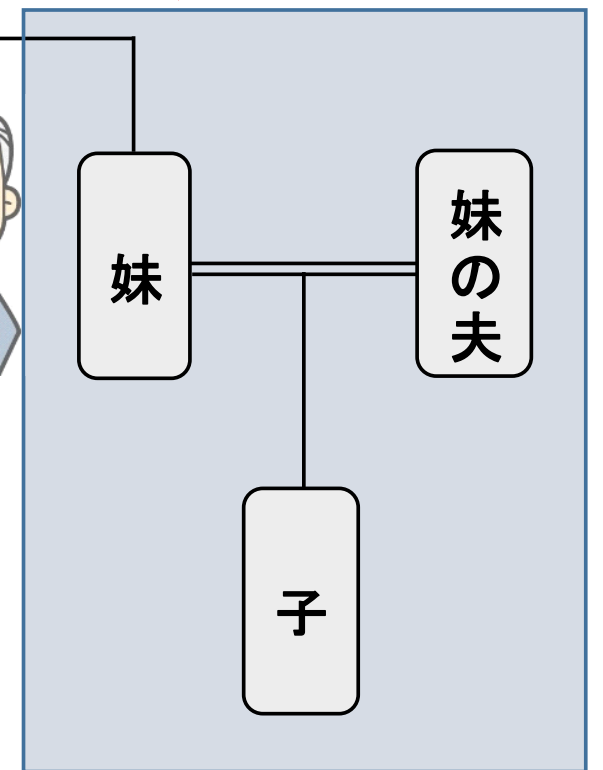
ところが家族信託なら簡単に解決できます。

相談者の財産を、甥や姪など信用できる人に信託します。

そうすると自分が亡くなったら、財産(受益権)は夫に渡し、その後夫が亡くなったら、姪に渡すことができます。



こちら側には行きません



家族信託事例② 障がいがある子を守りたい

長男の生活の確保が必要
でも、財産は身内に残したい

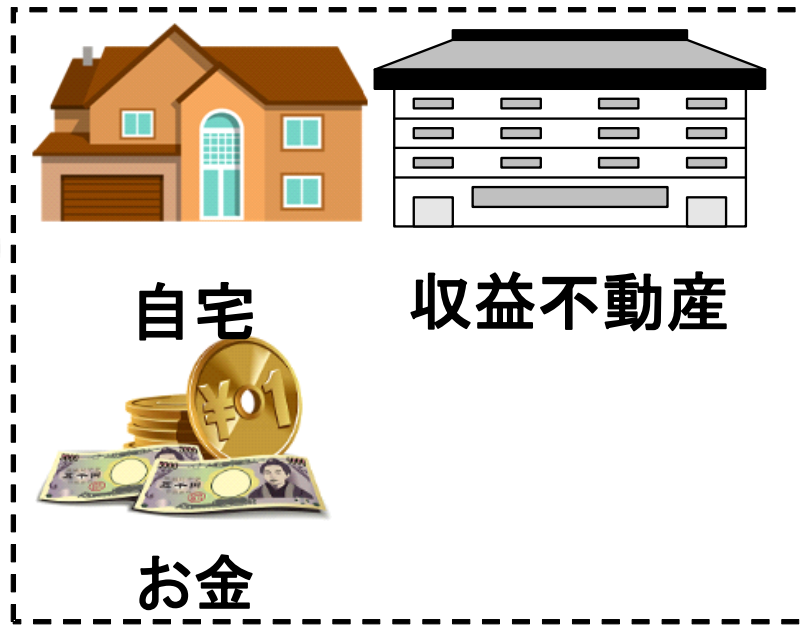
他界

父

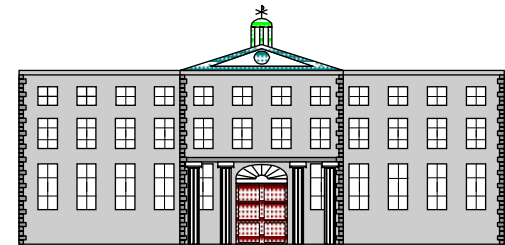
母

長男

知的障がい



財産管理能力が無い為
最終的には国へ



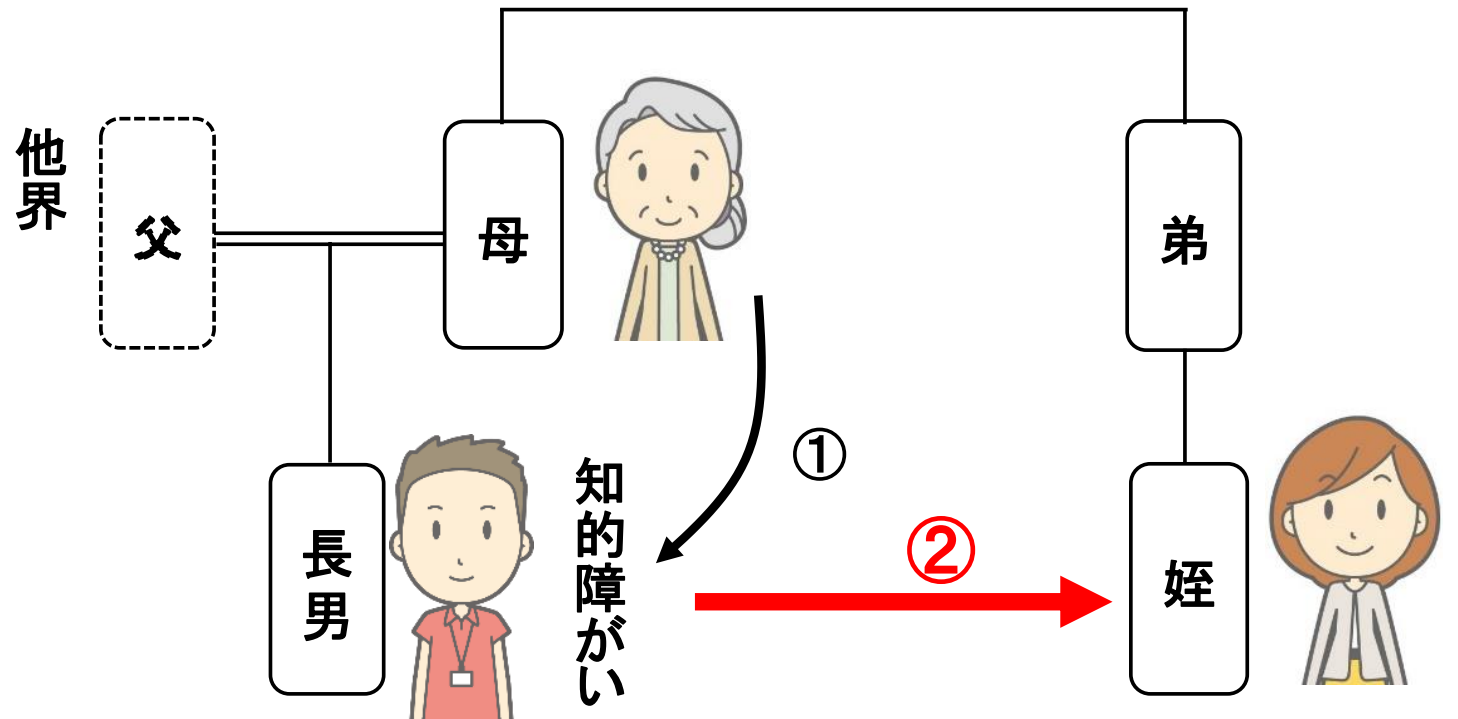
家族信託なら解決できる

遺言では、自分の次の代しか決められません。

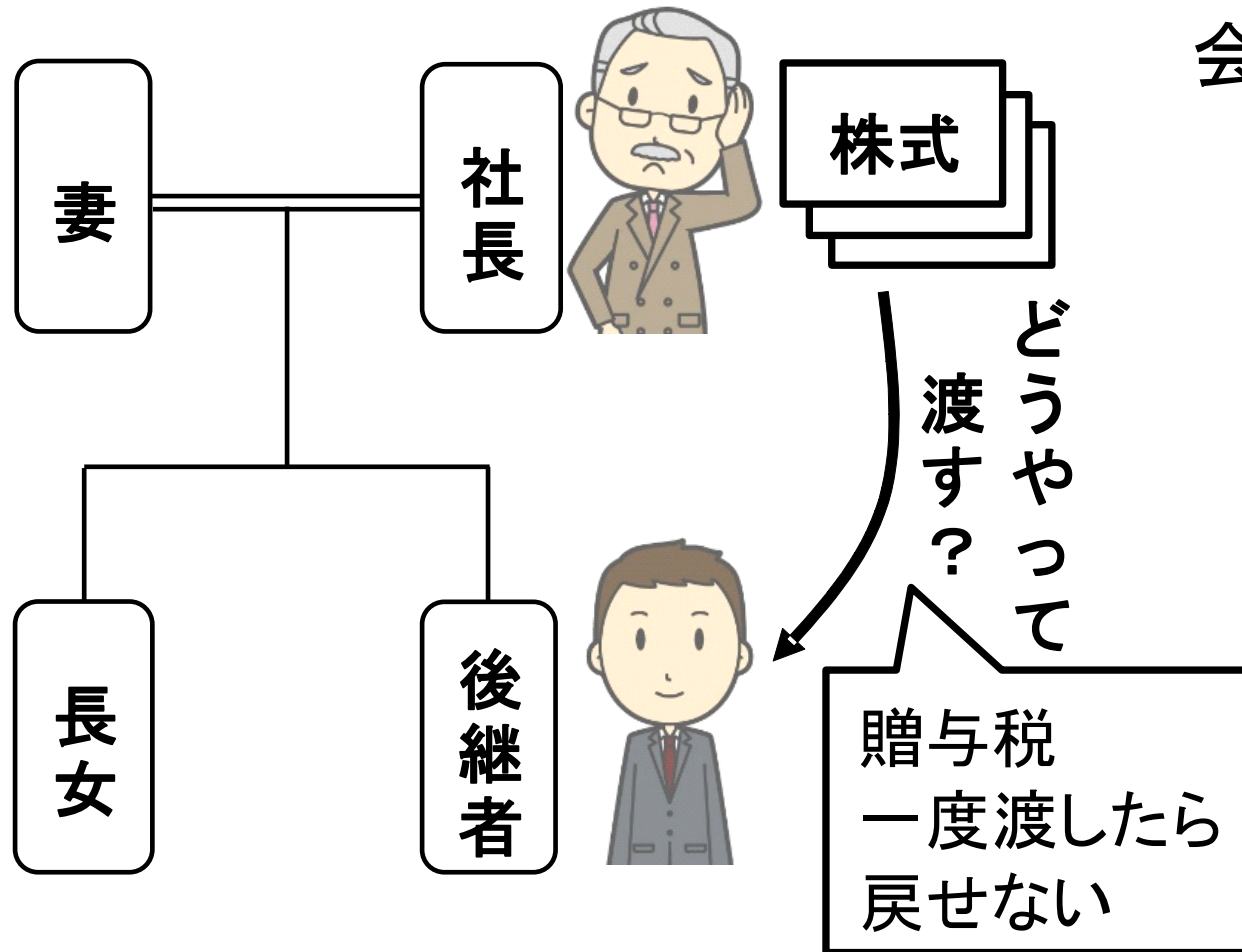
ところが家族信託なら簡単に解決できます。

相談者の財産を、甥や姪など信用できる人に信託します。

そうすると自分が亡くなったら、財産(受益権)は長男に渡し、その後長男が亡くなったら、姪に渡すことができます。



会社の株 後継者に渡したい



会社の株を渡すのは難しい・・・

贈与

贈与税がかかる
暦年枠内では長い年月

買取

買取資金が必要
譲渡所得税がかかる

遺言

亡くならないと渡せない
見届けられない

家族信託なら解決できる

非課税で
実権を渡せる

病気などになっても
会社は大丈夫

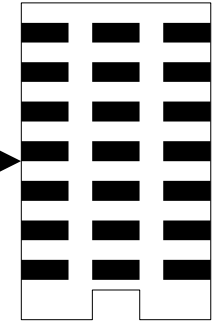


株式

株式を
信託



人事権など
実権の行使



会社

社長

指図はできる

後継者

信託を
解除!

亡くなったら



社長

株式が完全
に移る

株式



後継者

相続税で
処理

上手くゆかな
かったら後戻り



社長



贈与税は
非課税

元に戻る



後継者

買収資金も
不要

「笑顔相続」を目指してあなたと家族を守る 相続対策・認知症対策

ご静聴ありがとうございました！



相続遺言アドバイザー®

家族信託普及協会・家族信託専門士®

櫻井 賢 (さくらい まさる)

行政書士櫻井賢事務所

魚沼市家中家932番地 ☎025-793-7724